



平成26年10月15日

国税庁長官

林 信光 殿

全国青年税理士連盟
会長 坂本 和穂

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン401号

電話 03-3354-4162

貴庁職員による情報漏えいに対する抗議文

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

標記の件につき新聞等により、平成26年9月12日付で大阪国税局より、国税職員が停職6か月の懲戒処分を受け、同日に依願退職し、同日国税庁監察官により、国税通則法（守秘義務）違反の疑いで当該職員を京都地検に書類送検したとの報道がなされております。

新聞報道等によると、当該調査官は税務署の統括国税調査官時代、退職国税職員である税理士（以下、「国税OB税理士」）に自ら関わった2法人の税務調査の内容を漏らし、タクシーチケットで約12万7000円の利益供与を受けたとされています。またこの二人は一時、大阪国税局課税第二部の資料調査第二課で同僚だったといわれています。

国家公務員である国税職員と民間人である国税OB税理士との不適切な関係については、昨年も大阪国税局において国税OB税理士が関与する法人の調査資料の漏えいがあり、大きな問題となったことが記憶に新しいところです。このような事件が連続すると、国税職員と国税OB税理士との癒着は日常的に発生しており、今回の事件は氷山の一角に過ぎないという印象を納税者に与えます。

また昨年と今回の漏えい事件で共通しているのは、現職国税職員が同じ職場に在籍した国税OB税理士に対し、守秘義務の対象となる情報を漏らしたということです。たとえ民間人となった国税OB税理士であっても、かつての上司や同僚であった人物からの働きかけであれば、職責を忘れ便宜を図らざるを得ない構造的な問題が存在するといえます。

昨年の事件を巡る訴訟においても、国税職員がかつての上司である国税OB税理士の主催するボーリング大会や忘年会に招かれ、また日頃より商品券や茶菓子を受け取っていたという事実がでてきています。このような安易な接触が、これらの情報漏えい事件に発展するきっかけになっているという側面は否定できないと思われます。

現職国税職員と国税OB税理士の不健全な交流は、在職中の関係がある以上、倫理研修程度では防ぎきれないことはこれらの事件が証明しています。そして一部の国税職員や国税OB税理士の非行が、税理士制度及び税務行政全体に対する国民の信頼低下を引き起こし、他の大多数の真摯な国税職員や税理士の評価を貶める結果となることは明らかです。

そこで、書類送検という結果になった今回の事件について貴庁に対し厳重な抗議を行い、事実関係の徹底解明と公表を求め、かつ、貴庁が保有する納税者の情報についてその管理徹底を求めるとともに、貴庁の情報管理の徹底、貴庁職員の倫理研修、「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」について下記の通り、改善を求めます。

1. 貴庁の情報管理の徹底化を求めます。

貴庁には納税者の氏名や住所のみならず、各個人や法人の申告書や納税額など、極めてプライバシー性の高い情報が大量に保管されており、それらの個人情報については厳重な管理の下で慎重な取り扱いがなされなくてはならない。

今回の事件において、貴庁の内部情報が漏洩していた可能性が高いと言われているが、容疑者である職員個人の問題に帰することなく、今後このような事態が二度と生じないよう、内部情報の管理体制の見直しや整備を求めるものである。

2. 貴庁職員に対する倫理研修の充実を求めます。

今回の事件が報道されている通りの情報漏洩事件であるならば、秘密を守る義務を定めた国家公務員法第100条に違反していることは明らかである。そもそも日本国憲法はその前文において国民主権をうたっており、憲法第15条2項において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められおり、国家公務員法第96条において「すべての職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と公務員の服務の根本基準が定められている。

また国民の公務への信頼確保を目的とする国家公務員倫理法は、「利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止」に関し職員が遵守すべき事項として「国家公務員倫理規程」を政令で定めているが、今回の事件はこの規程で定められた禁止行為に反するものである。

一部の納税者の利益に資する目的で個人情報を持ち出すようなことは、公務員としての基本理念から大きく乖離する行為であることは言うまでもなく、そのような行為が絶対に行われないう、貴庁職員に対する倫理研修等の教育体制の充実と強化を求めるものである。

4. 「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」の《信用失墜行為の禁止》の規定に違反する行為に、「公務員に対する情報漏えいの教唆」を加えるよう求めます。

今回の事件では貴庁職員がかつて同僚であった国税 OB 税理士に対し、自ら関わった税務調査の内容を漏えいし利益供与を受けたとされている。このような行為の背景には、国税 OB 税理士からの働きかけがあったことが推定される。

当該職員は国税通則法上の守秘義務違反で懲戒を受けているが、国税 OB 税理士も当該職員に守秘義務違反を唆したのであれば、税理士の懲戒に値する行為を行ったといえよう。

税理士の懲戒規定に照らすと、今回の国税通則法違反の教唆であれば、税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）違反となる可能性はある。しかし具体的な行為として規定されていないため、審議の過程で懲戒の対象とならない可能性もある。

国税 OB 税理士による貴庁職員に対する情報漏えいの教唆は、退職時の地位や縁故を利用して一部の納税者の利益を図るものであり、「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という税理士の使命を裏切るものである。

税務行政、税理士制度に対する国民の信頼を高めるためにも、「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」の《信用失墜行為の禁止》の規定に違反する行為に、「公務員に対する情報漏えいの教唆」を加えるよう求めるものである。

5. 貴庁職員と税理士との接触に制限を設けるべきである。

昨年の情報漏えい事件を巡る訴訟では、貴庁職員が国税 OB 税理士の主催する忘年会などに招かれ、また日頃より商品券などを受け取っていたという事実がでてきている。このように普段から貴庁職員と税理士が親しく接触していることは、守秘義務違反のような行

為につながりかねない。

国家公務員倫理規程では、職員が利害関係者から金銭、物品等の贈与を受けることや、供応接待を受けることなどを禁止行為と定めている。さらに自己負担で飲食を共にする際であっても、自己負担する飲食代が一万円を超えるときは、あらかじめ倫理監督官に届出が必要と定めている。そして国税庁職員については、この利害関係者として「国税庁職員の職務に係る倫理に関する訓令」において、「質問検査の対象となる事業者等やその代理人である税理士」が該当するとしている。

今回の事件を鑑み、現職国税職員を守秘義務違反から遠ざけるためにも、国家公務員倫理規定上利害関係者となる事業者等やその代理人である税理士に加え、代理人でない税理士であっても職員が在職中に一定の関係があった税理士や、影響力を行使できる可能性がある税理士との接触については、一律事前許可を要件とするなど、国家公務員倫理法以上の制限を設けることを求めるものである。

6. 類似の情報漏えい事件の調査と結果公表を求めます。

今回のような貴庁職員による納税者の調査情報の漏えいは、国民の奉仕者たる国税職員としてはあってはならないことである。

そのため貴庁に対し、今回の事件のように国税職員が、懲戒による停職処分を受けたのちに、依願退職あるいはこれに類似するような顛末となった事例があれば、その調査を行い、その懲戒事由と共に年度と件数等を公表するよう求めるものである。

以 上